

第3. 管轄

1. 意義

各裁判所間の事件分担の定め

∴ 効率的な裁判権の行使、当事者保護

2. 分類の方法

(1) 管轄を定める標準による分類

職分管轄：裁判所の機能に着目するもの

事物管轄：複数種類の第一審裁判所間の分配を規定するもの

土地管轄：同一種類の第一審裁判所間の分配を規定するもの

(2) 管轄の定まる根拠による分類

法定管轄：根拠が法律によるもの

合意管轄、応訴管轄、指定管轄：それ以外のもの

(3) 法定管轄の性質による分類

専属管轄：特定の裁判所だけに管轄権が認められるもの

任意管轄：当事者双方の意思によって、法定管轄の定めとは異なる裁判所に管轄を認めることができる場合

3. 職分管轄、事物管轄、土地管轄

(1) 職分管轄

裁判権の種々の作用をどの種類の裁判所の職分（職務権限）として分担させるかの定め（原則として専属管轄）

→判決手続は受訴裁判所が行い、執行手続は執行裁判所の職分となる。職分管轄の代表的なものが審級管轄

①第一審は、簡易裁判所又は地方裁判所

②控訴審は、地方裁判所又は高等裁判所

③上告審は、高等裁判所又は最高裁判所

(2) 事物管轄

第一審訴訟を、地方裁判所と簡易裁判所のどちらに分担させるかの定め

「訴訟の目的の価額」が140万円を超えない請求は簡易裁判所、それを超える請求は地方裁判所の管轄（裁24①・33 I ①） 予H29-31-

2,R3-31-3/4

☑ 事物管轄、土地管轄→専属管轄ではない

(3) 土地管轄

同種の職分を、所在地を異にする同種の裁判所のどれに分担させるかの定め

土地管轄を定める基準となる関連地点を裁判籍という

ア 普通裁判籍  司H20-59-5

被告が自然人の場合は、原則としてその住所・居所（4 II） 判17,7

判168-7,司H20-59-1

☑ 法人等の場合は、原則として主たる事務所又は営業所（4 IV）

イ 特別裁判籍

事件の内容等を考慮して、普通裁判籍と競合して認められる裁判籍

ex. 不法行為に関する訴え→不法行為地（5⑨） 司サ17,司H20-59-1/2/3

4. 法定管轄、合意管轄、応訴管轄、指定管轄

(1) 法定管轄

管轄の定まる根拠が法律によるもの

→職分管轄、事物管轄、土地管轄 司H24-57[32]-イ

(2) 合意管轄 司R1

当事者の合意により生ずる管轄（11） 司H26-73-1,予R2-38-オ

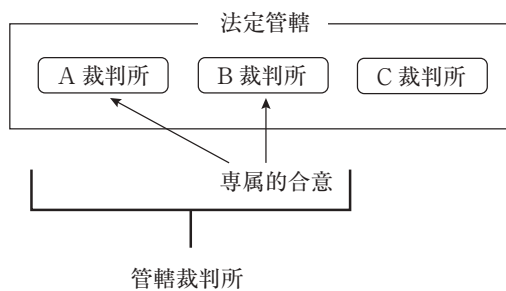
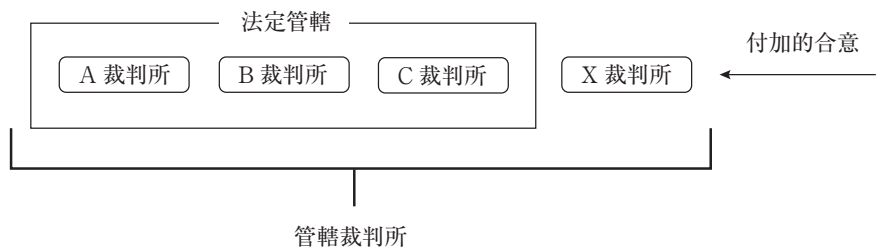
✓ ただし、専属管轄とは異なる取扱いがなされる（201 かつこ書など）

ア 専属的合意

特定の裁判所の管轄のみを認め、他の裁判所の管轄を排除するもの

イ 付加的合意

法定管轄の他に一個又は数個の管轄裁判所を定めるもの



論点 専属的合意と付加的合意の区別

問題の所在：法定管轄以外の裁判所を管轄裁判所とする合意がされている場合、付加的合意と解釈すべきか、専属的合意と解釈すべきか？

A 付加的合意とみる

(理由)

消費者保護の観点

B 専属的合意とみる

(理由)

- ①当事者があえて管轄を合意した場合、専属的合意と解釈するのが合理的
- ②不都合がある場合は17条による移送で対応が可能であるため専属的合意と解釈しても問題はない

 Advance 17条類推適用

専属的合意管轄があるにもかかわらず、原告が他の裁判所に訴えを提起した場合、訴訟の著しい遅滞を避け、当事者間の公平を図るという17条の趣旨が妥当するため同条を類推適用し、移送しないことを認める見解がある

(3) 応訴管轄

管轄権を有しない裁判所に訴えが提起された場合において、被告が応訴することによって生ずる管轄 (12)  司H19-55-1,H24-57[32]-7,H26-73-3,予R1-

31-2

(4) 指定管轄

裁判により定められた管轄 (10)